

## 不法行為 宅建 R03(10)-08-2 &lt;&lt;#975&gt;&gt;

【問】 正誤をつけよ。

Aが1人で居住する甲建物の保存に瑕疵があったため、甲建物の壁が崩れて通行人Bがケガをした。Aが甲建物を所有している場合、Aは甲建物の保存の瑕疵による損害の発生防止に必要な注意をしたとしても、Bに対して不法行為責任を負う。

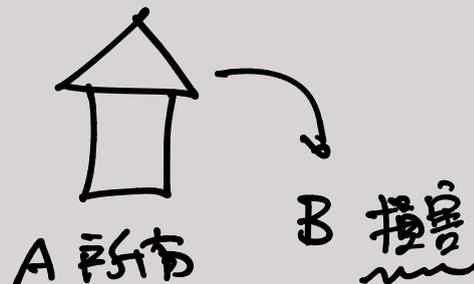
【答え】 正しい

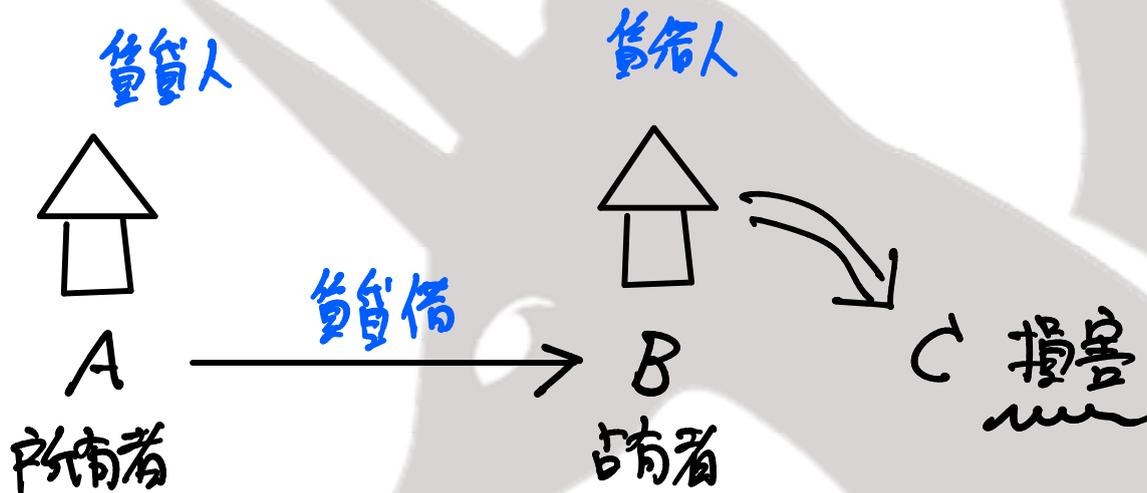
《ポイント》 土地の工作物等の占有者及び所有者の責任

土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。

ただし、占有者が損害の発生を防止するのに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

⇒ 所有者は無過失責任





## ★ 工作物責任

- ① 占有者 : 必要存注意 → 免責
- ② 所有者 : 必要存注意 → 免責されない (無過失責任)

【渋谷会】おすすめ講座

令和6年版『宅建これだけで合格セット』

宅建基幹講座(インプット) & 宅建過去問演習講座(アウトプット)のセット

宅建合格のための準備はこれだけで十分、あとは過去問演習で自習

<https://shibuyakai.com/>

解く + 暗記